

加茂駅周辺まちなかエリアプラットフォーム準備協議会設置要綱

(目的)

第1条 令和3年10月に策定した加茂市総合計画に基づき、加茂駅周辺のまちなかエリアを中心としたまちづくりや賑わいづくりの推進を目的として、エリアプラットフォーム準備協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、次に掲げることについて、官民の多様な人材が意見交換を行いながら検討を進める。

- (1) エリアプラットフォームの構築に関すること
- (2) 加茂駅周辺のまちなかエリアにおける未来ビジョンの策定に関すること
- (3) そのほか、協議会が必要と認めること

(委員構成)

第2条 協議会は、委員8名以上をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に識見を有する者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他加茂市長が必要と認める者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、第1条第1項第1号及び第2号が完了するまでとする。ただし、協議会が解散された場合にあつてはこの限りではない。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じてその都度加茂市長が招集する。

2 加茂市長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 協議会は、原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、加茂市情報公開条例第7条第1項各号（平成18年条例第12号）に掲げる情報に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、加茂市総務課政策推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、加茂市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。